

◎不在者投票制度 をご利用ください



こんな方は・・・

現在、住民票を置いている市区町村以外
に住んでいる
(通学、転勤、単身赴任など)

日ごろ忙しくて
投票日当日にも期日前投票にも
行くことができない!



選挙人名簿に登録されている市区町村以外
でも、不在者投票をすることができます!

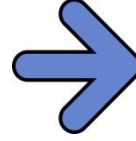
近くの選挙管理委員会で投票できるから、
とっても便利!

① 選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に、不在者投票の請求をする

② 投票用紙等が入ったレターパックが届く

③ そのままお近くの選挙管理委員会(選挙期間中は期日前投票所)に持って行く
(中に開けてはいけない書類も含まれています)

④ 投票する!



職場や、滞在先にも送ることができますので、ご利用ください。

【お問合せ先】

豊中市選挙管理委員会事務局 (第二庁舎 3階)
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1
TEL: 06-6858-2480 FAX: 06-6854-0496
メール: senkan@city.toyonaka.osaka.jp

※不在者投票の請求をした後、投票日当日や期日前投票に行くことができるようになった場合は、届いたレターパック一式を返還しないと投票できませんので、投票所にご持参ください。